

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

処 分 庁

福祉事務所長

平成24年3月8日付けで提起された生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護の廃止その他の処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分のうち、平成24年1月24日付け保護廃止決定処分及び平成24年1月25日付け保護変更決定処分は、これを取り消す。

本件審査請求のその余の部分は、却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法に基づき行った次の処分について、それぞれその取消しを求めるものである。

- (1) 平成24年1月24日付けの、平成23年12月1日に遡って保護を廃止し、12月分の保護費241,456円の保護費を戻入するとの処分（以下「本件処分1」という。）
- (2) 平成24年1月25日付けの、平成24年1月1日に遡って1月分の保護費197,496円を戻入するとの処分（以下「本件処分2」という。）
- (3) 請求人の平成23年12月から平成24年1月までの数度にわたる自立更生計画の口頭申請を却下した平成24年1月24日の口頭処分（以下「本件処分3」という。）

2 審査請求の理由

- (1) 請求人は、露天商（「ドン」の販売。冬季は、生業の休止状態となる。）を営みながら、義務教育中の3人の子どもを養育する父である。

国道建設により、請求人の地下水利用に支障を発生させることを理由に、国土交通省から90万9504円の補償金を得た。

補償金のうち、給水管引込工事の支出（約23万円）の残額から、生業の維持・向上のため、テント、箕（み）、鍋、タイヤの購入（計22万6000円）について、資金活用を申請した。

- (2) 本件処分1は、補償金の収入認定を目的にしたものと思われるが、通知書には「資産活用（補償金受領）」によると記載されているだけで、具体的な収入認定額は不明である。

さらに、保護廃止処分を行うためには具体的な収入認定金額とともに、今後の収入及び最低生活費の見込み等をどのように算定したか、ひいては本件処分に正当な理由があるか否かを請求人が理解できる程度に具体的に処分理由を記載する必要があるにもかかわらず一切不明である。これは法第25条第2項に違反する。

- (3) 本件処分2の当時、請求人は被保護者ではなく、職権で生活保護を離脱させた者にどうして不利益となる保護の変更処分を行うことができるのか。



(4) 本件処分1及び2により請求人は今年1月末に約44万円の保護費を返納した。給水管引込工事費23万円を加えると約67万円の支出となる。さらに、子どもの学校給食費2カ月分も市に返還しており、補償金の残額は20万円となる。

福祉事務所長は12月からの2カ月間で約44万円の保護費を支給してきた。請求人は灯油代にも苦勞しており、2月には国保税の納入期限がくるといい、保護費がないと最低生活を維持することができない。福祉事務所長は、どのような検討と考慮を重ねて、「以降も、おおむね6カ月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に適用される保護廃止処分を決定したのか。請求人に対し、ケースワーカーは「4月になれば(ドンで)稼げる」と答えたというが、法の趣旨目的に反することは明らかである。

(5) 請求人の生業の維持・発展のため、自立更生計画の口頭申請を行ったが、これに対し、処分庁は、本件処分3のとおり口頭で却下したものである。保護の申請に対しては「書面をもって(要否、程度)通知しなければならず」、「書面には、決定の理由を附さなければならない」に違反する。

また、法第4条・資産活用の解釈を誤り、法第1条の目的に反するとともに、収入認定除外について秋田県のこれまでの実務上の多数の取扱い事例とも異なり、世帯の自立を枯渇させるものである。

(6) 以上のとおり、本件処分1、2及び3は取り消されるべきである。

第2 処分庁の弁明

1 弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

2 事件の経過

(1) 平成22年12月24日、請求人の稼働収入の減少により、請求人と子3人の4人世帯で保護を開始した。

(2) 平成23年12月14日、請求人の金銭管理者である請求人の姉(以下「姉」という。)宅を訪問し、11月分の収入申告書を受理した際、国道工事により水道が出なくなる等の損害に対する補償金が入る予定との報告があった。

補償金は約90万円で、水道工事費約24万円を引いた残額は収入となるため、入金を確認した場合はすみやかに収入申告するよう姉に話し、理解を得た。

(3) 平成24年1月19日、姉宅を訪問、12月分の稼働収入と補償金収入の収入申告



書を受領した。補償金が平成23年12月15日に振り込まれていることを通帳の写しにより、給水管引込工事費として23万円を支払いしていることを平成23年12月20日付けの領収書の写しにより確認した。残額については収入となるが、保護を廃止して自立することも可能であることを姉に説明した。姉から請求人に対し、保護廃止となる場合があると説明しており、請求人は納得しているとのことであった。

(4) 平成24年1月24日、要否判定について協議し、補償金の残額は、請求人世帯が自立するための費用として使用するため、保護は廃止とすることとした。

(5) 平成24年1月24日、姉宅を訪問し、補償金受領により生活が可能であることを伝え、12月1日付けで保護廃止となることを伝えた。また、支給済みの保護費の返還についても説明し理解を得た。姉と今後について話し合った際、請求人にはできるだけ自立して生活させるように考えているが、冬期間は収入が極端に落ちることが気がかりと話すため、再び生活が困窮となった場合はいつでも相談してほしいと伝え、理解を得た。

また、その場で請求人に電話連絡し、12月1日付けで保護廃止となることなどを説明し、理解を得た。

(6) 平成24年1月1日付けで、「12月1日付廃止」理由により過支給額戻入の処理を平成24年1月24日決裁した。

(7) 平成23年12月1日付けで、「資産活用（補償金受領）により廃止」理由により過支給額戻入の処理を平成24年1月24日決裁した。

(8) 平成24年1月30日請求人と [REDACTED] にて、諸手続きするため同行した。

3 弁明の理由

(1) 平成24年1月24日付けの、平成23年12月1日に遡って保護を廃止し、12月分の保護費241,456円を戻入するとの処分は、補償金を受領した場合は、すみやかに届け出るよう指示したにもかかわらず、届け出が平成24年1月19日と遅延したためである。廃止は、保護を要しなくなった日から行うことを原則としており、これに基づいて処理したものである。

要否についても、「当該世帯における収入の臨時的な増加により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に適用となることから違法な処分には当たらない。

(2) 平成24年1月25日付けの、1月分の保護費197,496円を戻入するとの処分は、上記(1)と同様に事務処理したものである。



通知年月日については、決裁日が平成24年1月24日であったものの、処分庁の錯誤により、1月25日付けで通知されたものである。

- (3) 請求人の数度にわたる自立更生計画の口頭申請の却下とあるが、法第61条（届出の義務）に基づきすみやかに収入申告されれば過払いが生ずることもなかった。

自立更生について、事後報告であったため、稼働収入からの必要経費としての申し出と判断したところである。補償金の残額については保護廃止後の生活費に充てることで了解を得、その後、収入が減少した場合などは、再度保護申請するよう理解を得たものである。

なお、審査請求書の中で、ケースワーカーが「4月になれば（ドンで）稼げる」と答えたとあるが、これは姉とケースワーカーとの面接時に、春になれば収入が70万円を超えるため自立させたいと話があったもので、法の趣旨目的に反してはいない。

第3 審査庁の認定事実

- (1) 請求人は、平成22年12月24日、稼働収入の減少を理由に、生活保護の申請を行い、同日付けで保護開始となったこと。

- (2) 処分庁は、平成23年1月17日に姉宅を訪問し、請求人及び姉と面接の際、請求人と連絡が取れない場合は姉に連絡してほしいと聞いたこと。

その後、家庭訪問時に請求人が不在等の場合には、姉宅を訪問し、収入申告書の受理や、請求人の近況の確認等を行っていること。

- (3) 処分庁は、平成23年12月14日に姉宅を訪問した際、姉から[REDACTED]工事により、水道が出なくなる等の損害に対して約90万円の補償金が入る予定であり、給水管引込工事費として約24万円かかると聞いたこと。

なお、処分庁は、補償金から給水管引込工事費を引いた残りの60万円ないし70万円により、請求人が自立して生活していける可能性があることを姉に伝えたこと。

また、補償金が振り込まれ次第、すみやかに処分庁に連絡するよう、姉に伝えたこと。

- (4) 処分庁は、平成24年1月19日に姉宅を訪問した際、姉から、請求人に平成23年12月15日付けで補償金が振り込まれていることを確認したこと。

また、姉から、平成23年11月10日付けの損失補償協議書の写し、平成23年12月20日付けの給水管引込工事にかかる領収書の写しを受理したこと。

さらに、12月分の収入申告書及びタイヤ、テント、箕等の領収書の写しを受理したこと。



なお、処分庁は、12月以降6カ月間の生活が可能となった場合、平成23年12月1日付けで廃止になる旨を説明したところ、姉から請求人も納得していると聞いたこと。

- (5) 処分庁は、平成24年1月24日、請求人の保護について、補償金909,504円のうち給水管引込工事費230,000円の残余679,504円を収入として認定のうえ要否判定し、平成23年12月1日付けで保護を廃止するとしたこと。
- (6) 処分庁は、平成24年1月24日に姉宅を訪問した際、補償金の受領により、平成23年12月1日付けで廃止となることを姉に伝えたこと。

また、すでに支給されている12月分及び1月分の保護費は戻入となることを姉に説明したこと。

さらに、今後について話し合った際、去年は震災の影響もあり収入は減ったが、4月、5月には70万円を超える収入があったし、例年と同じようであればそれ以上の収入は得られるはずなので、請求人にはできるだけ自立して生活させるように考えていると姉から聞いたこと。

処分庁は、保護が廃止となっても、今後保護を受けられないということではない、再び困窮することも考えられるが、困ったことがあればいつでも相談するように伝えたこと。

また、処分庁は、その場で請求人に電話連絡し、12月1日付けで保護廃止となること、それに伴う手続きが必要となることを説明したこと。

- (7) 処分庁は、平成24年1月24日付け[REDACTED]により、請求人に対し、資産活用（補償金受領）を理由に廃止決定の通知を行い、支給済みの12月分の保護費241,456円を納入するよう伝えたこと。
- (8) 処分庁は、平成24年1月25日付け[REDACTED]により、請求人に対し、保護の廃止を理由に生活保護変更決定の通知を行い、支給済みの1月分の保護費197,496円を納入するよう伝えたこと。

第4 判断

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第8の3の（3）のオでは「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は収入として認定しないものとしている。

国
小
守

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第8の2の（4）及び（5）においては、「災害等による補償金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」「収入として認定しない取扱いを行うに際して、当該補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。」とされている。

さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問8-48は、恵与金、補償金等の取扱いと被保護者の自立更生計画との関係について、補償金等は「まず第一に災害等によって失った生活基盤の回復に要する経費又は災害等による負傷若しくは疾病の治療にあてさせることとし、なお残余があれば当該世帯に最も必要性があり適当と思われるものについて自立更生計画を立てるよう指導することとされたい。」としている。

これを本件処分1についてみると、処分庁は、認定事実（3）のとおり、[REDACTED] [REDACTED]にかかる補償金として、請求人が約90万円を受領する予定があると姉から聞き取りしている。また、認定事実（4）のとおり、請求人に平成23年12月15日付けで補償金が振り込まれているのを確認するとともに、12月分の収入申告書及びタイヤ等の領収書の写しを姉から受理している。

その後、処分庁は、認定事実（5）のとおり、給水管引込工事費以外の補償金の残余について収入として認定し、要否判定を行い、保護を廃止すると決定した。この際、補償金等の一時的な収入があった場合の自立更生計画に関する助言指導の必要性の有無や、タイヤ、テント及び箕の購入経費について請求人の自立更生のために収入として認定しない取扱いの要否を検討した事実は認められない。

しかし、上記局長通知及び問答集に示されているように、処分庁は、補償金等の一時的な収入があった場合の取扱いに関する説明や、自立更生計画の作成及び提出について助言指導を行うべきであったと認められ、処分庁が補償金収入があったことに伴う請求人の自立更生計画を検討することなく保護を廃止した処分は不当である。

次に、本件処分2は、本件処分1に起因する処分であるが、本件処分1は上記のとおり不当であり、本件処分2についても取り消すべきである。

また、本件処分3として、請求人が平成23年12月から平成24年1月までの数度にわたり、自立更生計画を口頭で申請したと主張する部分は、第一に、認定事実（3）

において姉が給水管引込工事費として約24万円を要すると処分庁に伝え、認定事実(4)において当該工事の領収書の写しを提出したこと、第二に、認定事実(4)において姉が収入申告書に加えタイヤ等の領収書の写しを提出したことの2点と考えられる。これらについては、補償金収入に伴う自立更生計画にかかる提示、あるいは収入申告に付随する資料の届出があったと解するのが妥当である。

以上のとおりであり、本件審査請求については、主文のとおり裁決する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐竹 敬久



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取り消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)